

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月1日(木)午前9時00分から午前9時50分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸

4. 欠席委員 瀬戸 真一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について  
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

## 6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 岡田 圭助  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆  
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

<岡田事務局長>

皆さんおはようございます。

定刻より若干早いですが本日もご予定の皆さんにお集まりいただきましたので、進行進めてきたいと思います。

本日は瀬戸委員より事前に欠席の連絡をいただいておりますので、お願いします。

それでは本日の農業委員会の総会を開催しますが野澤代理開会をお願いします。

<野澤職務代理>

おはようございます畑の方も蒔きもの植えるものも育ててきていると思います。

今日は皆さんソルガムの作業もあります。

できるだけ手短かにして欲しいとお願いしたいと思います。

それでは農業委員会総会を開催いたします。

よろしくをお願いします。

<岡田事務局長>

はい、ありがとうございました。

続きまして会長挨拶。

宮島会長をお願いします。

<宮島会長>

どうもおはようございます。本当にお忙しい中ご苦労様です。

先日懇親会ということで、楽しく本当によかったと思っております。

今後もしできればまたやっていきたいと思っております。

いろいろなニュースありましたけれども、この前ソルガムの関係で、なんか高さが5mのってというようなもので、新聞に出てました。

5mというっていうとちょっと近くではできないぐらいの高さという形でありましたけれどもそんなニュース、それから草刈り対策みたいなことで、田の畔に野芝を植える、そうす

ると草刈が冬とか秋に1回その間を迎えて1回ぐらい草刈りすればいいようなことも出てきました。

あと農業委員会の全国大会っていうのが東京でありまして、その中で代議士と会長その間、懇親会みたいなありまして、その中でたまたま話を聞きましたら、営農型太陽光のところでちょっと聞きたかったんでちょっと聞いてみたら、これについては太陽光のためのものであって、農業ためには全然ならないというようなことで、いろいろな審査とか、許可基準を明確にしたものにしていくっていうようなところも盛り込んで大会の中に話がありました。

<岡田事務局長>

それで次第の3番でございます。議事録署名委員の指名です会長お願いいたします。

<宮島会長>

議事録の署名委員として4番の飯澤さんと5番の小野さん、お願いします。

<岡田事務局長>

それでは4番の議事でございますので進行につきましては、会長お願いいたします。

**(議事)**

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番朗読】**

<山田事務局次長>

1番と2番は譲渡人が同じなので、合わせて説明いたします。

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

神奈川県横浜市磯子区<sup>いそごくしおみだい</sup>汐見台・丁目・番地・…………棟…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字平出……番・、地目は田、面積937㎡を、大字平出……番地・にお住まいのBさんが譲り受けるものです。

2番、所有権の移転でございます。地図は同じく1ページをご覧ください。

同じくAさんが所有いたします、大字平出……番・、地目は畑、面積422㎡を、大字平出……番地・にお住まいのCさんが譲り受けるものです。

申請地は、以前から譲受人のBさん、Cさんがそれぞれ賃借にて耕作されており、譲渡人のAさんも遠方にお住まいで耕作する予定もないことから、このたび経営安定のため、申請地を譲り受けたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、従事状況等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

5月1日ですね、青木さんとD司法書士さんで現場確認をして参りました。

話の内容はその通りでございまして、田んぼと畑はこれ今、続いてまして昨年までは耕作をされていたので、今後とも継続的な農業が可能かかと思われまます。

境もはっきりしてますので、問題ないと思ひます。

ご審議お願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございませす。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富……番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富<sup>かき</sup>字柿……番・、地目は畑、面積361㎡および、

大字伊那富字柿……番・、地目は畑、面積73㎡を、

大字伊那富……番地・にお住まいのFさんが取得するものです。

申請地は、譲受人の自宅東側に隣接した利便性の良い場所であり、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

5月の15日にコンサルのGさんそれから農業委員の野澤さん、それから私小松の3人で現地確認させていただきました。

譲り渡し人が仕事で耕作してないということで、譲受人の方はですね、隣接する農地を持っておりまして、そこと一緒にロータリーをかけているということで、その農地を利用して隣接農地と一緒に自分で耕作をしたいということで、そういうことになったそうです。

譲受人の方はですね、世帯数3人のうち2人が40年以上の農業経験を1人が20年以上の農業経験ということで十分な経験とですね、それから農業機械の全部普通には十分所持しているということで問題ないというふうに考えられます。境界についてもですね、特に明確で問題ないということで、周辺の農地への影響はないというふうに考えますので、よろしくご審議をお願いしたいとはい。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】**

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字伊那富……番地にお住まいのHさんが所有いたします、

中央……番、地目は田、面積492㎡を、

中央……番地・………号にお住まいのIさん、Jさんが共同で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のIさんは、現在町内のアパートで生活をしていますが、今後家族が増えることや、勤務先への通勤の利便さを考え、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

本件は4月の26日にですね、上島委員と不動産の3名で現地確認を行いました。Hさんは小横川にお住まいなんですけれども、自分の後がないちゅうことでどんどんそういうところから整理してるというお話で、もう売却したい。以前にその近くの田んぼも住宅地として売却されております。

周りにはもう住宅地になっており、問題はないと思います。側溝とかそれはまだ残すような話になってます。使われていないようですが、残すという話でいいからということで、ご審議のほどよろしく願います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら願います。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのKさんが所有いたします、

大字伊那富字北沢・・・番、地目は田、面積211㎡

ほか6名7筆 計15,618㎡を、

大字伊那富・・・番地・・・に所在するL株式会社が取得し、工場敷地(工場及び駐車場)を新築するための申請でございます。

譲渡人の7名の農地はいずれも休耕中であり、今後も耕作予定がないことから、会社に協力すべく売却したいということです。

譲受人のL株式会社は、辰野町に所在する既存工場施設が手狭となったため、新工場を建設し、規模拡大および既存駐車場の集約化を目的として申請地を取得する計画であります。

新工場建設にともない、製造設備の増設を行ったうえで、従業員の新規採用をおこない、5年間で26名ほどの採用を実施する計画であります。既存の工場用地につきましては、不要となるので今後処分予定であります。

また、駐車場につきましては、現在3か所を借用中ですが、分散している為、今後1か所に集約することで、費用面及び効率面において効果的であるということがあります。

被害防除計画として、雑排水は合併浄化槽、雨水排水は新設される調整池にて処理予定です。

申請地は10ha以上の一団の農地であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、令和4年4月15日付けで承認された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、町の経済的発展につながることから許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが、令和5年2月8日に農振除外の公告が済んでおります。なお、都市計画法については、農地法の転用許可申請と同日付で許可となる見込みで手続きを進めております。

なお、こちらは3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

5月17日に私と野澤さんそれから業者さん3人で現地を確認させていただいております。先ほど事務局の方からも説明いただいているんですけど入浴剤といったものを作ってる会社ということで、工場が手狭だったので、新しいところに新工場を作って設備増強拡大ということで進めたいという要望を持っていたということです。

現地方はですね、現在8筆休耕中で今後も耕作予定はないということで両者の希望が合致して売却ということになったということです。

先ほど事務局からもお話されましたけど、地域未来投資促進法というような法律があるようなけども、その支援措置による土地取得ということだそうです。

現状見させていただいて境界についてはですね、特に問題ない。それから排水についても設備を作るということで問題ないというふうに説明されております。

隣接のうちの所有者につきまして、問題があるかということで役場の方へ向いて説明されております。私も中井の組合長というので、その関係で呼ばれて説明を聞いておりますけども、なかなかお口の達者な方が多くてだいぶ事務局は苦勞されたようなんですけども、お話がついたということで、特に問題ないというのを思いますので、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計3件、3筆、面積は4,189㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第3号、非農地の承認について朗読】**

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

1番、地図は7ページをご覧ください。

東京都八王子市いぬめちょう犬目町…番地…にお住まいのMさんが所有いたします、

大字小野…番、地目は畑、面積575㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請者の父親が昭和44年に相続した際、何らかの理由で申請地周辺に植林が行われ、それ以来現在にわたり農地として利用されていなかったということです。また、今後農地として利用される可能性もなく、現況と一致する地目への変更であることから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員に現地をご確認いただいております。

<小野委員>



申請人の方が県外の方ということで、5月15日の日に私と春日委員と現地確認を行いました。現況はですね、40年以上のヒノキの林ということで林地状態ということで確認できましたので、非農地として承認して構わないと考えております。以上です。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

(その他)

○農業委員会活動記録簿の提出について

→会議終了後提出を

○農業者年金加入推進ニュースの配布について

→手元の資料で説明

○農地相談会報告について

→2件相談有

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について

本当にお忙しいところこの後ご協力いただいて、定植しますので、よろしく願いいたします。作業できるだけ早く終われるように思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○今後の予定(岡田事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:7月3日(月)14時00分 役場第7・8会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

今日は慎重審議ありがとうございました。

短時間で終わりました。これからちょっと作業の方皆さんと一緒にやりたいと思います。

ありがとうございました。